

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—7

新	旧
<p>第8 企業型年金の資産管理機関に資産の移換を行う場合の要件等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規約の変更の認可申請を行う場合に必要な書類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前記1の要件を満たしていることその他必要な事項を確認する書類として、別添2の様式一覧に定める書類を添付すること。この場合、基準日は、<u>規約の施行日の5ヶ月前の日の属する月の末日以降の日</u>とすること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 指定年金数理人</p> <p>基金は、その設立時に、当該基金の財政について次の各号に掲げる各業務を行う年金数理人（以下「指定年金数理人」という。）を定め、当該指定年金数理人の氏名及び所属機関について、別添2の様式一覧に定める様式により<u>厚生労働大臣</u>に届け出ること。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに、当該変更の内容を別添2の様式一覧に定める様式により届け出ること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p>	<p>第8 企業型年金の資産管理機関に資産の移換を行う場合の要件等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規約の変更の認可申請を行う場合に必要な書類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前記1の要件を満たしていることその他必要な事項を確認する書類として、別添2の様式一覧に定める書類を添付すること。この場合、基準日は、<u>規約変更の認可申請を行う月の前々月の末日以降の日</u>とすること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 指定年金数理人</p> <p>基金は、その設立時に、当該基金の財政について次の各号に掲げる各業務を行う年金数理人（以下「指定年金数理人」という。）を定め、当該指定年金数理人の氏名及び所属機関について、別添2の様式一覧に定める様式により<u>厚生労働省</u>に届け出ること。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに、当該変更の内容を別添2の様式一覧に定める様式により届け出ること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—8

新				旧			
別添1 勘定科目				別添1 勘定科目			
貸借対照表				貸借対照表			
(年金経理)				(年金経理)			
(平成 年 月 日現在)				(平成 年 月 日現在)			
資産勘定				資産勘定			
大分類	中文類	小分類	摘要	大分類	中文類	小分類	摘要
科目	科目			科目	科目		
1. 純資産 流動資産 (略)	(略)	(略)	(略)	1. 純資産 流動資産 (略)	(略)	(略)	(略)
	未収制度間受換 金	未収制度間受換 金	当事業年度中 に行われた基金 間の給付の支給 に関する権利義 務の承継又は他 の制度からの給 付の支給に関す る権利義務の承 継に係る資産の うち未収のもの		未収制度間受換 金	未収制度間受換 金	未収制度間受換 金
	未収脱退一時金 相当額受入金	未収脱退一時金 相当額受入金	当事業年度中 に行われた脱退 一時金相当額受 入れに係る資産 のうち未収のも の		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)				

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—9

新				旧			
負債勘定				負債勘定			
大分類	中文類	小分類	摘要	大分類	中文類	小分類	摘要
科目	科目			科目	科目		
1. 純資産 (略)	(略)	(略)	(略)	1. 純資産 (略)	(略)	(略)	(略)
	未払制度間移換 金	未払制度間移換 金	当事業年度中 に行われた基金 間の給付の支給 に関する権利義 務の移転又は他 の制度への給付 の支給に関する 権利義務の移転 に係る資産のう ち未払のもの		未払制度間移換 金	未払制度間移換 金	当事業年度中 に行われた基金 間の給付の支給 に関する権利義 務の移転に係る 資産のうち未払 のもの
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—10

新				旧			
損益計算書				損益計算書			
(年金経理)				(年金経理)			
自 平成 年 月 日				自 平成 年 月 日			
至 平成 年 月 日				至 平成 年 月 日			
費用勘定				費用勘定			
大分類	中文類	小分類	摘要	大分類	中文類	小分類	摘要
科目	科目			科目	科目		
1. 経常収支 (略)	(略)	(略)	(略)	1. 経常収支 (略)	(略)	(略)	(略)
制度間移換金	制度間移換金	制度間移換金	当事業年度中 に行われた基金 間の給付の支給 に関する権利義 務の移転又は他 の制度への給付 の支給に関する 権利義務の移転 に係る資産	制度間移換金	制度間移換金	制度間移換金	当事業年度中 に行われた基金 間の給付の支給 に関する権利義 務の移転に係る 資産
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—11

新				旧			
収益勘定				収益勘定			
大分類	中文類	小分類	摘要	大分類	中文類	小分類	摘要
科目	科目			科目	科目		
1. 経常収支 (略)	(略)	(略)	(略)	1. 経常収支 (略)	(略)	(略)	(略)
制度間受換金	制度間受換金	制度間受換金	当事業年度中 に行われた基金 間の給付の支給 に関する権利義 務の承継又は他 の制度からの給 付の支給に関す る権利義務の承 継に係る資産	制度間受換金	制度間受換金	制度間受換金	当事業年度中 に行われた基金 間の給付の支給 に関する権利義 務の承継又は他 の制度からの給 付の支給に関す る権利義務の承 継に係る資産
脱退一時金相当 額受入金	脱退一時金相当 額受入金	脱退一時金相当 額受入金	当事業年度中 に行われた脱退 一時金相当額受 入れに係る資産	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)				

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第33・21号）新旧対照表—12

新	旧
<p>別添2 様式一覧（略） 様式①～様式③－カ（略） 様式③－カ ‘ 総括表（変更計算（積立水準確保（2））用） 1～4（略） <u>（注）1. 指定基金にあつては、健全化計画と同じ前提で積立水準の回復計画を作成すること。</u> <u>2. 積立水準の回復計画の前提が健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。</u></p> <p>様式③－キ～様式⑨（略）</p> <p>様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通） 1～4（略）</p>	<p>別添2 様式一覧（略） 様式①～様式③－カ（略） 様式③－カ ‘ 総括表（変更計算（積立水準確保（2））用） 1～4（略）</p> <p>様式③－キ～様式⑨（略）</p> <p>様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通） 1～4（略）</p>

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—13

新			旧		
5 最低責任準備金			5 最低責任準備金		
(1) 前年度末最低責任準備金			(1) 前年度末最低責任準備金		
(単位：千円)			(単位：千円)		
	前年度末最低責任準備金（前年度決算計上額）	A		前年度末最低責任準備金（前年度決算計上額）	A
	前年度末未払金及び未収金相当額	B		前年度末未払金及び未収金相当額	B
計 上 超 過 及 び 計 上 不 足 額	平成11年9月末最低責任準備金 (第1・第2号)	C		平成11年9月末最低責任準備金 (第1・第2号)	C
	免除保険料 (第3号～第3号の4)	D		免除保険料 (第3号～第3号の4)	D
	権利義務の承継等 (第5号～第5号の5・第11号・第13号)	E		再加入者に係る代行給付の現価相当額 (第5号～第5号の4)	E
	代行給付相当額 (第7号～第8号の4)	F		代行給付相当額 (第7号～第8号の4)	F
	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 (第9号～第9号の4)	G		中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 (第9号～第9号の4)	G
	権利義務の移転 (第12号・第14号)	H		給付現価交付金 (第11号)	H
	給付現価交付金 (第15号)	I			
	前年度末最低責任準備金	J		前年度末最低責任準備金	I
(注) $J = A + B + C + D + E - F - G - H + I$			(注) $I = A + B + C + D + E - F - G + H$		

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—14

新						旧							
(2) 年度末最低責任準備金						(2) 年度末最低責任準備金							
	免除保険料 〔第3号～第3号の4〕 ①	権利義務の承継等 〔第5号～第5号の5・第11号・第13号〕 ②	代行給付相当額 〔第7号～第8号の4〕 ③	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 〔第9号～第9号の4〕 ④	権利義務の移転 〔第12号・第14号〕 ⑤	最低責任準備金 (月末) ⑥		免除保険料 〔第3号～第3号の4〕 ①	再加入者に係る代行給付の現価相当額 〔第5号～第5号の4〕 ②	代行給付相当額 〔第7号～第8号の4〕 ③	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 〔第9号～第9号の4〕 ④	最低責任準備金 (月末) ⑤	
前年度末							前年度末						
4月							4月						
5月							5月						
6月							6月						
7月							7月						
8月							8月						
9月							9月						
10月							10月						
11月							11月						
12月							12月						
1月							1月						
2月							2月						
3月						J	3月					J	
			給付現価交付金			K				給付現価交付金			K
			当年度末未払金及び未収金相当額			L				当年度末未払金及び未収金相当額			L
			最低責任準備金（当年度末）			M				最低責任準備金（当年度末）			M
備考							備考						
(注) ⑥=前月末の⑥×(1+r) ⁿ +①+②-③-④-⑤							(注) ⑤=前月末の⑤×(1+r) ⁿ +①+②-③-④						
r=平成11年厚生省告示第192号第12項に定める利率(年率)							r=平成11年厚生省告示第192号第11項に定める利率(年率)						
n=当該月の日数/365							n=当該月の日数/365						
M=J+K-L							M=J+K-L						

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—15

新	旧																																								
<p>(3) 分割日の前日の最低責任準備金 (分割の認可申請及び当該事業年度に分割があった基金の決算において作成)</p> <p>ア 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金の額 _____千円</p> <p>イ 按分率 (B/A) = _____</p> <p>ウ 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち分割後基金に係る額 ア×イ = _____千円</p> <p>エ <u>過去期間代行給付現価相当額</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">計</th> <th style="text-align: center;">男子</th> <th style="text-align: center;">女子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">A (B)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現在加入員</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年金受給者</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受給待期脱退者</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () には、分割により当該基金（分割の認可申請を行う場合においては分割により設立される基金）が支給に関する義務を承継する者に係る<u>過去期間代行給付現価相当額</u>を記入。</p>		計	男子	女子	計	A (B)	()	()	現在加入員	()	()	()	年金受給者	()	()	()	受給待期脱退者	()	()	()	<p>(3) 分割日の前日の最低責任準備金 (分割の認可申請及び当該事業年度に分割があった基金の決算において作成)</p> <p>ア 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金の額 _____千円</p> <p>イ 按分率 (B/A) = _____</p> <p>ウ 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち分割後基金に係る額 ア×イ = _____千円</p> <p>エ 代行給付の現価相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">計</th> <th style="text-align: center;">男子</th> <th style="text-align: center;">女子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">A (B)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現在加入員</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年金受給者</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受給待期脱退者</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () には、分割により当該基金（分割の認可申請を行う場合においては分割により設立される基金）が支給に関する義務を承継する者に係る代行給付の現価相当額を記入。</p>		計	男子	女子	計	A (B)	()	()	現在加入員	()	()	()	年金受給者	()	()	()	受給待期脱退者	()	()	()
	計	男子	女子																																						
計	A (B)	()	()																																						
現在加入員	()	()	()																																						
年金受給者	()	()	()																																						
受給待期脱退者	()	()	()																																						
	計	男子	女子																																						
計	A (B)	()	()																																						
現在加入員	()	()	()																																						
年金受給者	()	()	()																																						
受給待期脱退者	()	()	()																																						

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—16

新	旧																				
	<p>(3) の2 権利義務の移転日の前日の最低責任準備金 (権利義務の移転又は承継の認可申請及び当該事業年度に権利義務の移転又は承継があった基金の決算において作成)</p> <p>ア 権利義務の移転日の前日における当該基金の最低責任準備金の額 _____千円</p> <p>イ 権利義務の移転日の前日における移転基金の最低責任準備金の額 _____千円</p> <p>ウ 按分率 (B/A) = _____</p> <p>エ 権利義務の移転日の前日における当該基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額 当該基金が移転基金の場合：ア×イ×ウ 当該基金が承継基金の場合：ア+イ×ウ = _____千円</p> <p>オ 移転基金に係る代行給付の現価相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">計</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">男子</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">女子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">A (B)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現在加入員</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年金受給者</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受給待期脱退者</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) () には、権利義務を移転する者に係る代行給付の現価相当額を記入。</p>		計	男子	女子	計	A (B)	()	()	現在加入員	()	()	()	年金受給者	()	()	()	受給待期脱退者	()	()	()
	計	男子	女子																		
計	A (B)	()	()																		
現在加入員	()	()	()																		
年金受給者	()	()	()																		
受給待期脱退者	()	()	()																		

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—17

新	旧
---	---

(4) 権利義務の移転及び承継（事業所単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金

（法第144条の2に基づく権利義務の移転又は承継の認可申請及び当該事業年度に権利義務の移転又は承継があった基金の決算において作成）

ア 権利義務の移転日の前日における移転基金の最低責任準備金の額

_____千円

イ 按分率 (B/A) = _____

ウ 代行相当部分の年金給付等積立金

ア×イ = _____千円

エ 移転基金に係る過去期間代行給付現価相当額

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) ()には、権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—18

新		旧		
<p>(5) 権利義務の移転（個人単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立 金明細書 （法第144条の3に基づく当該事業年度に権利義務の移転があった基金の決算 において作成）</p>				
承継先基金		交付年月日	人数	代行部分相当の 年金給付等積立金額
基金番号	基金名			

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—19

新	旧
---	---

(6) 権利義務の承継（個人単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立
金明細書

（法第144条の3に基づく当該事業年度に権利義務の承継があった基金の決算
において作成）

移転元基金		交付年月日	人数	代行部分相当の 年金給付等積立金額
基金番号	基金名			

厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）新旧対照表—20

新	旧
---	---

(7) 確定給付企業年金への権利義務移転に伴う代行相当部分の年金給付等積立金

(確定給付企業年金法第110条の2に基づく権利義務の移転があった基金の決算において作成)

ア 基金の最低責任準備金の額

_____千円

イ 権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額

_____千円

ウ 基金の過去期間代行給付現価相当額

_____千円

エ 代行相当部分の年金給付等積立金

ア×イ/ウ=_____千円

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）新旧対照表—1

新	旧
<p>厚生年金基金解散・移行認可基準</p> <p>第1 解散理由に関する基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>法第144条の5第4項</u>の規定に基づき、残余財産の全部又は一部を確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の同条第7項第1号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）に移換しようとする場合であって、当該移換を行うために基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。</p> <p>5 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 <u>法附則第32条第1項等</u>の認可に係る手続きに関する基準</p> <p>1 代議員会の議決前の手続</p> <p><u>国民年金等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）第8条の規定による改正前の法附則第30条第1項又は法附則第32条第1項（以下「法附則第32条第1項等」という。）の認可の申請については、法附則第32条第1項等の規定による代議員会の議決の前に、次の手続を経ていること。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>厚生年金基金解散・移行認可基準</p> <p>第1 解散理由に関する基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>法第144条の3第4項</u>の規定に基づき、残余財産の全部又は一部を確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の同条第7項第1号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）に移換しようとする場合であって、当該移換を行うために基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。</p> <p>5 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 <u>法附則第30条第1項</u>の認可に係る手続きに関する基準</p> <p>1 代議員会の議決前の手続</p> <p><u>法附則第30条第1項の認可の申請については、同項の規定による代議員会の議決の前に、次の手続を経ていること。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）新旧対照表—2

新	旧
<p>別添様式 法第85条の2に規定する責任準備金（最低責任準備金）の積立計画 1. <u>法附則第32条第1項等</u>の認可申請日1ヶ月以内の日における積立状況等</p> <p>純資産額 円</p> <p>最低責任準備金 円 （算定基準日：平成 年 月 日）</p> <p>2～4 （略） （積立計画作成要領） （略）</p>	<p>別添様式 法第85条の2に規定する責任準備金（最低責任準備金）の積立計画 1. <u>法附則第30条第1項</u>の認可申請日1ヶ月以内の日における積立状況等</p> <p>純資産額 円</p> <p>最低責任準備金 円 （算定基準日：平成 年 月 日）</p> <p>2～4 （略） （積立計画作成要領） （略）</p>

厚生年金基金の財政運営等の特例について（平成11年9月30日年発第692号）新旧対照表—1

新	旧
<p>平成11年10月1日以降の最低責任準備金の算出に関する取扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成11年10月1日以降の最低責任準備金の算出について</p> <p>(1) 平成11年10月1日以降の最低責任準備金は、「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件(平成11年厚生省告示第192号)」(以下「平成11年告示」という。)の定めるところにより各月末ごとに算出すること。なお、算出に当たっては次のことに留意すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>中途脱退者又は再加入者に係る代行給付の現価相当額(「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額(平成16年厚生労働省告示第358号)」第1号及び第2号に掲げる額を合算した額(移換金を交付した日又は再加入した日が平成17年4月1日前の場合は、昭和50年告示の規定の例により算出した額)。以下この項及び第4項において同じ。)</u>は移換金又は受換金の交付日を基準日として算定し、当該代行給付の現価相当額に係る利子は交付日が属する月の翌月から付利するものであること。</p> <p>エ <u>権利義務の移転及び承継に係る老齢年金給付の支給に関する義務は、年金給付等積立金を交付したときに承継基金へ移転するものであること。</u></p> <p>オ <u>権利義務の移転及び承継に係る年金給付等積立金は年金給付等積立金の交付日を基準日として算定し、当該年金給付費等積立金に係る利子は交付日が属する月の翌月から付利するものであること。</u></p>	<p>平成11年10月1日以降の最低責任準備金の算出に関する取扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成11年10月1日以降の最低責任準備金の算出について</p> <p>(1) 平成11年10月1日以降の最低責任準備金は、「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件(平成11年厚生省告示第192号)」(以下「平成11年告示」という。)の定めるところにより各月末ごとに算出すること。なお、算出に当たっては次のことに留意すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>中途脱退者又は再加入者に係る代行給付の現価相当額(昭和50年告示の規定の例により算出した額。以下同じ。)</u>は移換金又は受換金の交付日を基準日として算定し、当該代行給付の現価相当額に係る利子は交付日が属する月の翌月から付利するものであること。</p>

厚生年金基金の財政運営等の特例について（平成11年9月30日年発第692号）新旧対照表—2

新	旧
<p>(2) 代行給付相当額の算出は、平成11年告示第1項第7号から第7号の4までに定める方法（以下「第7号方法」という。）又は同項第8号から第8号の4までに定める方法（以下「第8号方法」という。）のいずれかを継続して使用すること。ただし、第8号方法から第7号方法への変更は可能であること。この場合、基金は、別添1の様式により変更届出書を作成し、当該変更を行った年度の決算において、当該変更届出書を厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）第47条第1号に規定する責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類（以下「責任準備金明細書」という。）に添付すること。</p> <p>3 基金を分割する場合の最低責任準備金の算出について</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(2) 代行給付相当額の算出は、平成11年告示第1項第7号に定める方法（以下「第7号方法」という。）又は同項第8号に定める方法（以下「第8号方法」という。）のいずれかを継続して使用すること。ただし、第8号方法から第7号方法への変更は可能であること。この場合、基金は、別添1の様式により変更届出書を作成し、当該変更を行った年度の決算において、当該変更届出書を厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）第47条第1号に規定する責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類（以下「責任準備金明細書」という。）に添付すること。</p> <p>3 基金を分割する場合の最低責任準備金の算出について</p> <p>(1) (略)</p>